

# 障害者文化芸術活動推進有識者会議 ヒアリング資料

平成 30 年 10 月 23 日

特定非営利活動法人 S T スポット横浜

小川 智紀 田中 真実

## 1. 団体紹介

【ミッション】アートと市民社会の新しい関係づくりを推進するとともに、アートの持つ力を現代社会に活かし、より豊かな市民社会を創出すること。

【沿革】昭和 62 年に公設民営ホールの運営団体として発足。現代演劇、コンテンポラリーダンスの分野を中心に活動を続け、平成 16 年からは、地域コミュニティ向けの活動を展開する「地域連携事業部」を設置。劇場運営と並行して、地域の文化芸術分野における中間支援団体としての活動を強化。

【予算規模等】予算規模は約 9,000 万円。スタッフは非常勤を含め 10 名。

## 2. これまでの障害者文化芸術活動に関連する取組等

### (1) 学校での取組み

【概要】横浜市内の小・中学校、特別支援学校等で、芸術家による鑑賞型・体験型の授業を実施。今年度は 142 校を予定。芸術家の選定を含めた事業運営は、市内文化施設やアート NPO 合計 38 団体の担当者がコーディネーターとして活動。S T スポット横浜は、コーディネーター兼事務局運営を担当。

【スキーム】横浜市の負担金による「横浜市芸術文化教育プラットフォーム事業」として、横浜市文化観光局・横浜市教育委員会・横浜市芸術文化振興財団と S T スポット横浜が協定を組み実施。事業規模は約 3,150 万円。文化庁「文化芸術による子供の育成事業」の「芸術家の派遣事業・学校公募型」「コミュニケーション能力向上事業・コーディネーター実施方式」と一体的に実施。

【特徴的な取組み】視覚障害児童・生徒とのダンス創作、重度重複障害児童・生徒との音楽創作など。

【最近の傾向】特別支援の分野で芸術体験の要望が高まっている。

- ・特別支援学校での取組み：(平成 21 年度)2 校→(平成 30 年度)8 校
- ・特別支援学級での取組み：(平成 21 年度)3 校→(平成 30 年度)8 校

### (2) 地域での取組み

【概要】横浜で活動する民間の文化芸術団体に対して、助成金を交付するとともに、活動広報やネットワークづくりの支援を行う。今年度は全 27 団体をサポート。事業規模は約 3,000 万円。S T スポット横浜は、事務局運営を担当。

【スキーム】横浜市の負担金による「ヨコハマアートサイト事業」として、横浜市文化観光局・横浜市芸術文化振興財団と S T スポット横浜が協定を組み実施。

【特徴的な取組み】就労継続支援 B 型作業所のパン屋による演劇創作、地域生活支援拠点での精神障害当事者による美術展など。

【最近の傾向】地域に根ざした文化活動を行う際には、福祉施設等の協力が不可欠になりつつある。

- ・福祉サービスを行う団体が中核となった取組み：(平成 25 年度)2 事業→(平成 30 年度)4 事業
- ・事業の中で障害者対象企画がある取組み：(平成 25 年度)3 事業→(平成 30 年度)9 事業

### (3) 福祉分野での取組み

【概要】神奈川県内の福祉サービス事業所で、芸術家と障害者がともに作品創作を行う。また、障害者との芸術活動の可能性を考えるレクチャーや調査研究を行い、将来的には地域の文化施設と福祉施設の連携につなげる。今年度は県内の8施設で事業を実施。事業規模は、約800万円。S Tスポット横浜が、事業の企画・運営を担当。

【スキーム】平成27および28年度は文化庁戦略的芸術文化創造推進事業の一環として実施。平成29年度から、神奈川県「かながわボランティア活動推進基金21」協働事業負担金として、神奈川県文化課・障害福祉課とS Tスポット横浜が協定を組み実施。

【特徴的な取組み】重度重複障害者とのダンス、精神障害当事者のバンド支援、調査研究など。

【最近の傾向】福祉サービス事業所での芸術活動の希望はたいへん高い。

・S Tスポット横浜による横浜市内福祉施設への芸術活動に関する調査(平成27年度):「福祉施設へ芸術家が出向き、ワークショップ型の創作・表現活動を行うことができる場合、貴施設での実施を希望しますか」→はい:111施設(33%)、いいえ:197施設(58%)

## 3. 障害者の文化芸術活動において必要だと思われる施策について

### (1) 地方公共団体の計画(第8条関係)・関係者の連携協力(第19条関係)

地方公共団体では、障害者の文化芸術活動を福祉セクションの問題と捉える傾向が強い。一方で、地域の文化行政では施設の管理に集中する傾向が強く、総合的な体制になりにくい。

- 今回策定する障害者の文化芸術活動推進に関する基本計画の計画期間を、文化芸術推進基本計画とあわせ、以後はこれらを一体的・相補的に計画していくことが必要である。
- 地方公共団体において障害者の文化芸術活動に関する基本計画を策定する際は、文化と福祉をはじめとした複数の所管が協働して施策を推進することが重要である。地方公共団体での事業推進体制においては、複数の担当課による協定を締結するよう求めるなど、このための体制づくりを国レベルで担保することが必要である。

### (2) 文化芸術の創造の機会の拡大(第10条関係)

障害者が日常的に利用する障害福祉サービス事業所では、すでに文化芸術活動が取り組まれており(横浜市内にある施設の54%が文化芸術活動への取り組み実績がある)、これら小規模な活動の支援を行うことがたいへん重要である。一方で、劇場・音楽堂や博物館等の施設は自治体全体をカバーする傾向が強く、地域性の捉えが大きく異なる。

- 障害者総合支援法 第五条7では、「生活介護」における「創作的活動又は生産活動の機会の提供」が示されているが、このうち「創作的活動」を文化芸術活動として捉え、重視する必要がある。
- また、厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱で都道府県事業・市町村事業としてそれぞれ示された「社会参加支援」としての「芸術文化活動振興」も重要である。
- 上記の二点をつなぎ施策を展開するため、劇場・音楽堂や博物館等にとどまらず、地域の公立文化施設や、特別支援学校、福祉サービス事業所、アートNPOなど、地域の実情に応じて取組みの実施主体として活動できる環境整備が必要である。

### (3) 人材の育成等（第 17 条関係）

近年、トップレベルの劇場・音楽堂、博物館等以上に、地域の文化施設に求められるものは大きくなっているが、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者に対しての人材育成の機会は乏しい。福祉分野をはじめとした地域の文化資源をコーディネートする人材養成の機会が少ない。同時に、福祉分野での専門的見地から施策を検討する人材も必要不可欠である。

- 「世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成」と並行して「地域に根ざした文化芸術活動に関する企画者・制作者の人材育成」が重要であり、その枠内で地域の障害者の文化芸術活動を持続的に支える人材を養成することが必要である。
- あわせて福祉領域においても、個別のニーズに応じた日中活動のプログラム提供を保障するために職員の専門性の向上、ないしは専門職員配置を検討する必要がある。

### (4) 文化芸術の鑑賞の機会の拡大（第 9 条関係）

主に、劇場・音楽堂等の音楽、演劇、ダンス分野の公演事業においては、不随意に声が出る障害特性を持った人が、鑑賞の機会を奪われがちである。すべての人に、バランスの取れた鑑賞機会を提供するため、舞台手話通訳の整備をはじめ、文化芸術へのアクセス手段の多様化を望みたい。

- 重度障害、精神障害、発達障害など鑑賞の機会から疎外される可能性の大きい障害特性のある人たちに、特段の機会の確保が必要である。

### (5) 相談体制の整備等（第 16 条関係）・情報の収集等（第 18 条関係）

障害者による文化芸術活動は地域の中で散発的に行われていて、地域における全体像がみえず、資源の偏りが大きかった。

- 人材や資金、情報をつなぎ、調査研究から事業の企画・運営、相談支援などをまとめて行う、中間支援機能が必要である。

### (6) 評価（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行について 第 3 附帯決議 三〔参議院文教科学委員会における付帯決議〕 関連）

障害者による文化芸術活動の推進に関して、地方自治体で施策を講じるにあたっては、多主体の参画が必要となる。そのため、評価方法も多様となり得る。

- 「幅広い作品等の価値」を認め、「その評価によって分断や差別が生ずることのないよう十分留意」し、地方自治体に対して、性急に個別の活動の評価を求めないようにすることが必要である。
- 前記（2）で示した「生活介護」における「創作的活動」と、「社会参加支援」としての「芸術文化活動振興」は質的に異なるため、評価方法等を分けて検討することが必要である。